

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和5年12月21日開催 日本損害保険協会]

1. 保険代理店ヒアリングの実施について

- 2023年11月から、保険商品の主力販売チャネルとしてプレゼンスが増している保険代理店に対して、保険募集管理態勢の整備状況などの実態を把握するため、財務局と協働のうえ、2024年3月にかけてヒアリングを実施中である。
- ヒアリング項目としては、
 - ・医療保険等の募集における公的保険の説明に関するベストプラクティス
 - ・サイバーセキュリティ対策の取組状況
 - ・代理店手数料ポイント制度をはじめとした、損保代理店と保険会社との間の諸課題等を選定している。
- また、これに加えて2023事務年度は、「顧客本位の業務運営に係る取組方針」を策定・公表している保険代理店の取組状況を確認するため、当該取組状況もヒアリング項目に追加しており、対話等を通じて、保険代理店の意見や取組みを丁寧に収集したいと考えている。
- 各保険会社においては、ヒアリングの対象となった保険代理店から相談や協力依頼があった場合には、親身な対応やご支援をお願いしたい。

2. 商品審査の効率化にかかる検討依頼について

- 現在、金融庁において、商品審査の効率化にかかる検討を行っており、その中で、過去の事案について分析したところ、例えば、認可後1年以内に同一案件の変更申請を行っているものや、基本的な論点の検討が不十分なため審査を途中で取り下げるといった事案が認められた。
- 更に、IoT等技術革新に伴うこれまでに例がない損害保険商品の申請も増加している。

- こうした理由により、審査に要した日数は過去と比較して 2.5 倍に増加しており、各社の審査期間確保には商品審査の効率化が喫緊の課題となっている。
- 官民双方において効率的に商品審査プロセスを進めることが出来れば、審査日数の短縮化が図れ、保険会社によるタイムリーな商品投入を更に後押しすることが可能となる。
- 追って金融庁から日本損害保険協会を通じ、正式に依頼させていただくので、商品審査の効率化に向けたご協力をお願いしたい。

3. LIBOR からの移行対応について

- LIBORについては、2023年6月末のドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての通貨・テナーのパネルLIBORの公表が停止された。これを踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、2023年6月末基準での「第5回LIBOR利用状況調査」を実施し、9月29日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、パネルドルLIBOR参照契約の移行対応は概ね完了しており、2023年6月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において既に対応方針は確定していることが確認された。また、シンセティックドルLIBORの利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど、限定的であることが確認された。
- 今回調査を含む全5回のLIBOR利用状況調査の結果を踏まえれば、LIBORからの移行対応全般が概ね完了したことを確認できたと言える。
- 金融庁としては、今回調査の結果を踏まえて、一部の金融機関が有する、対応方針が未確定の残存契約及び2024年9月末に公表停止が予定されているシンセティックドルLIBORへ移行した契約の移行対応について、引き続き日本銀行と連携してモニタリングを行うとともに、その状況に応じた対応を促していく。

4. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 10月27日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、

2023年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。

- 同報告書では、
 - ・北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

5. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 本年も「REVICareer（レビキャリア）」の普及促進のための周知・広報や利便性向上のためのシステム改善を進めてきたところ、年初に比べ、登録者数は928人増加し累計2,207人、求人件数は1,102件増加し累計1,728件、マッチング件数についても39件増加して46件となり、大きな飛躍を遂げた1年となった。
- レビキャリアについては、関係者よりご好評をいただいていることもあり、11月29日に成立した補正予算において予算措置がなされており、引き続きレビキャリアを通じた地域金融機関における人材マッチングの取組を促進していく。
- 皆様におかれては、レビキャリアの大企業人材リストの充実に向け、引き続き人材リスト登録にご協力をお願いしたい。

6. 2023年IAIS年次総会の開催および執行委員会議長就任について

- 11月6日から10日にかけて、IAIS年次総会が東京で開催され、400名超の参加者を集め、無事成功裡に終えることができた。皆様に多大なるご尽力をいただいたこと、また、会場へ多くの方々に足をお運びいただいたことに厚く感謝申し上げたい。
- 9日の午後から10日にかけて開催されたIAISの「年次コンファレンス」では、自然災害に係るプロテクションギャップ、保険セクターを取り巻くリスク、顧客本位の取組み、気候変動への対応、国際資本基準（ICS）といったテーマにつき、活発な議論が交わされた。また、9日夕刻に当庁が開催したパネルディスカッションでは、新納協会長にもご登壇いただき、プロテクションギャップ等に係る対応やお考えをご披露いただいた。
- このような場で、我が国（保険セクターの）取組みを発信していくことには大きな意味があると考えており、あらためて貴協会のご尽力に感謝申し上げます。
- なお、今般の年次総会の際に、当庁の有泉金融国際審議官がIAIS執行委員会の議長へ正式に就任した。今後は、今般の年次総会でも議論されたIAISの主要プロジェクトを主導するとともに、我が国の保険セクター・保険行政のあり方の高度化にもつなげることが出来るよう、皆さまのご協力も賜りつつ、当庁として全力で議長としての務めに取り組んでまいりたい。

7. CDSC NZDPU Proof of Concept の公表と市中協議について

- 気候変動対応については、各金融機関においても積極的に取組みを進めていただいているところ。ネットゼロに向けたトランジションを企業・金融機関が着実に進めるにあたり、その進捗の把握や分析のための気候変動関連データの集約は不可欠。
- こうした背景を踏まえ、気候変動関連データのグローバルかつオープンなデータプラットフォーム構築を目指す構想としてNZDPU（Net-Zero Data Public Utility）の創設が2022年に提案されていたところ、2023年12月2日、COP28においてPoC（Proof of Concept）が公表された。金融庁は、このNZDPU創設をサポートするCDSC（Climate Data Steering Committee）のメンバーとして議論に参加してきた。

- CDSC は同日、(前述の) NZDPU の PoC の他、プログレスレポートを公表した。また、今後の作業や NZDPU の進化のため、2024 年 3 月 1 日まで意見募集を開始している。
- なお、CDSC では引き続きフォーカスグループ (focus group) のメンバー募集も行っている。フォーカスグループは金融機関に限らず幅広い企業に NZDPU へのアドバイスをいただくことを目的としている。既に参加されている企業も多いと聞いているが、関心のありそうな企業にもご紹介いただければ幸い。

8. フィッシング対策の強化等について

- 昨今、フィッシングによるものと見られる不正送金被害が多発している。当庁及び警察庁より 8 月 8 日に注意喚起を公表した時点では、令和 5 年上半期におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数は過去最多の 2,322 件、被害総額も約 30 億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況であった。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「令和 5 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について
(<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html>)。]

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

9. 経済安全保障推進法の施行について

- 11 月 16 日、経済安全保障推進法における特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度 (基幹インフラ制度) に係る内閣府令及び共管命令のパブコメ結果と改正内容を公表し、11 月 17 日に経済安全保障推進法 (1 年 9 月以内施行部分) の施行に合わせて施行した。

※ 内閣府令等の改正内容は以下のとおり。

- ・他の事業者に委託する場合に届出等の手続を要する重要維持管理等の内容

- ・特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム（構成設備）の内容
- ・その他届出事項、提出書類、各種手続

○ 同じく 11 月 16 日、基幹インフラ制度の対象となる特定社会基盤事業者（延べ 59 者）を指定し、11 月 17 日に事業者名等を公示した。併せて、本制度の円滑な運用に資するよう金融分野における Q&A を公表した。

※ 金融分野における Q&A の内容は以下のとおり。

- ・特定重要設備・構成設備、重要維持管理等の具体例
- ・個別事例における事前届出の要否

○ 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始後（2024 年 5 月 17 日）に導入等の案件が想定される金融機関におかれては、早めにご相談いただくようお願いしたい。

○ 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

10. マネロン等リスク管理態勢の整備について

○ マネロン等リスク管理態勢の整備については、経営陣におかれては、2024 年 3 月末までに確実に作業が完了できるよう、今後の作業ボリュームを把握の上、必要な人材の配置や対応スケジュールを策定するなど、引き続き着実に取組みを進めていただきたい。

○ その上で、これまでに整備した管理態勢については、継続的検証等により、その実効性や効率性を高めていくことが重要である。FATF 第 5 次審査も見据えつつ、各社の取組みを進めていただきたい。

11. 資産運用立国について

○ 資産運用立国については、年内に政策プランをとりまとめることとされていたところ、今秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された資産運用立国分科会において、議論を実施。

- 12月13日、新しい資本主義実現会議「資産運用立国分科会」において「資産運用立国実現プラン」がとりまとめられ、内閣官房HPにて公表された。
- 「資産運用立国実現プラン」は、①資産運用業の改革、②アセットオーナーシップの改革、③成長資金の供給と運用対象の多様化、④スチュワードシップ活動の実質化、⑤対外情報発信・コミュニケーション、と5つの柱からなっている。
- 今後、プランに従って各々の取組みを進めていく。各金融機関におかれては、資産運用立国の取組みにもご協力いただき、また取組みを進める中でお気づきの点があればご教示いただけると幸い。

12. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

- 11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、
 - ・ 資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
 - ・ 資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・ 新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
 - ・ スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、

- ・金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、

などの施策が盛り込まれている。

- 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしくお願ひしたい。

13. PRI（責任投資原則）への署名について

- 2023年9月末から10月初めにかけて、資産運用立国の実現に関連して、海外金融事業者を我が国に招致して情報発信を行う Japan Weeks を開催した。その一環として、PRI への署名機関をはじめとするグローバルな投資家を招待して議論するイベントである「PRI in Person」が開催された。その際、岸田総理から、①責任投資の取組みをけん引する PRI への署名機関が増えることに対する期待が示されるとともに、②政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金(90兆円規模)が新たに PRI の署名に向けた作業を進めることが表明された。
- PRI への署名、及びそれに沿ったサステナブルファイナンスへの取組みの重要性については、公的年金だけではなく、他のアセットオーナーにおいても妥当する話である。既に署名をしている保険会社もあると承知しているが、更なる PRI 署名及びサステナブルファイナンスへの取組みへ向けて、前向きな検討をお願いしたい。

(以 上)